令和　　年　　月　　日

機密保持誓約書

ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会

事務局長　堀田　多加志　様

機密保持依頼者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（以下「甲」という。）が「ロボット・エレベーター連携インターフェイス定義」に基づく実験・実証、またはそのための事前検討の為に規格開示する（以下「本取引」という。）にあたり、機密保持依頼者（以下「乙」という。）は、以下の機密保持（以下「本誓約」という。）を誓約します。

第１条（機密情報）

本誓約における「機密情報」とは、甲が乙に開示し、かつ開示の際に機密である旨を明示した技術上の情報、本誓約の存在及び内容その他一切の情報をいう。

ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は機密情報の対象外とするものとする。

① 開示を受けたときに既に保有していた情報

② 開示を受けた後、機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報

④ 開示を受けたときに既に公知であった情報

⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第２条（機密情報等の取扱い）

乙は、相手方から開示を受けた機密情報及び機密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「機密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

① 情報取扱管理者を定め、相手方から開示された機密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

② 機密情報等は、本取引の目的以外には使用しないものとする。

③ 機密情報等は、「ロボット・エレベーター連携インターフェイス定義」規格書発行申請書に記載の関連企業、開発委託先企業への開示も認められない。

④ 機密情報等を複製する場合には、本取引の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。

⑤ 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を甲に書面をもって通知する。

第３条（返還義務等）

１．本誓約に基づき甲から開示を受けた機密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還するものとする。

２．前項に定める場合において、機密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該機密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に機密情報が含まれていないときは、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

第４条（損害賠償等）

乙、乙の従業員若しくは元従業員が甲の機密情報等を開示するなど本誓約の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

第５条（有効期限）

本誓約の有効期限は、令和4年10月30日とし、乙は第３条に基づき返還義務等を履行する。

第６条（協議事項）

本誓約に定めのない事項について又は本誓約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第７条（管轄）

本誓約に関する紛争については東京（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本誓約締結の証として、乙は本書を作成し、署名又は記名捺印の上、甲に提出し、甲は保有する。

以上